

# 「三浦市こども計画（案）」に関する パブリックコメントについて

本市では、子ども・子育て支援法に基づく「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援への取り組みを進めてきました。

このたび、本計画が期間満了を迎えることから、「第3期子ども・子育て支援事業計画」を、こども基本法に基づく「こども計画」と一体のものとして新たに策定することとし、「三浦市こども計画」として素案を取りまとめました。

なお、計画期間は、令和7年度から令和11年度までとしています。

つきましては、この計画の素案に対するご意見を募集いたします。

## ◎ 意見募集期間

令和6年12月25日（水）から令和7年1月23日（木）まで

## ◎ 参考資料

「三浦市こども計画（案）」

## ◎ 意見を提出できるかた

- (1) 市内に住所を有するかた
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務するかた
- (4) 市内の学校に在学するかた
- (5) パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するかた

## ◎ 意見の提出方法

- (1) 直接持参の場合のご提出先 三浦市役所子ども課
- (2) 郵送の場合のお送り先 〒238-0298 三浦市城山町1番1号  
三浦市役所子ども課あて
- (3) ファクシミリの場合のお送り先 046-881-0148(子ども課あて)
- (4) 電子メールの場合のお送り先 三浦市役所子ども課  
hoken0701@city.miura.kanagawa.jp

## ◎ 資料の入手方法、提出様式等

- (1) 資料の公表は、市のホームページ、市役所(子ども課)、南下浦・初声出張所で行います。
- (2) 意見等の提出様式については、様式例を参考にしてください。なお、住所及び氏名は、必ずお書き下さい。
- (3) いただいた意見等に対しての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

## ◎ 結果等公表時期

令和7年3月下旬頃

## 《お問い合わせ》

保健福祉部子ども課 046-882-1111 内線 365